

# 社会保険労務士からの三方一両得だより

令和6年5月20日 第176号

## 里山の自然観察会に行ってきました

皆様は「里山」というものをご存じでしょうか。簡単にまとめると、「集落や人里に近く、人間の影響を受けた生態系が存在する山や林」のことです。私の家のそばには大きな木の茂った林がいくつかありまして、この景色がとても気に入っています。しかし先日、近所の林が伐採され、太陽光発電の設備が作られました。急斜面に無理やり作ったわけではないので、周辺環境への問題はないのですが、立派な林だったのでとても悲しかったです。



もう少し間引きしたいそうです。

この工事が始まってすぐに、知り合いからこの観察会へのお誘いがありました。里山の保護活動をしている団体が主催して、春と秋の年に2回開催しているそうです。今回伐採された林のすぐそばだったので、全く知りませんでした。さらにはこの団体の代表は、私が借りている畑のお隣さんでした。これまた、びっくりです。

当日は会員を含めて約50の方が参加し、地元のケーブルテレビと下野新聞の取材も入って盛況でした。よく晴れた日で、木が適度に間引きされて柔らかい陽射しが入る林の中を気持ちよく散策ができました。時々下草刈りや落ち葉さらいのイベントをやっているそうなので、タイミングが合えば参加しようと思います。



小さなお子さん連れの家族が多め。



もう少し大きくなりそうです。

我が家の畑  
ナスとピーマンの苗  
づくりは間に合わず、ホ  
ームセンターで買って  
きて植えました。  
春大根と越冬させた  
スナップエンドウは絶  
好調の大量収穫。初めて  
栽培したズッキーニも  
収穫がスタートしまし  
た。ジャガイモも間もな  
く収穫となります。  
こちらも初めて挑  
戦したタマネギ。早めに収  
穫する品種はあまり大  
きくならずパツとしり  
ませんでした。遅めに収  
穫する品種は何とかう  
まくいきそうです。

## 来年の4月から、自己都合退職した場合の失業保険のルールが変わります

5月10日、改正雇用保険法が成立しました。改正項目は、育児休業に関する給付新設、教育訓練やリ・スキリング支援の充実、雇用保険の適用拡大など、多岐にわたります。

令和7年4月1日から、要件を満たす公共職業訓練等を受ける受給資格者は、給付制限なく基本手当を受給できるようになります。

また通達の改正により、正当な理由のない自己都合離職者への基本手当の給付制限期間が1カ月に短縮されます(現在は2カ月間)。ただし、短期で入退社を繰り返すのを防止するため、5年間で3回以上正当な理由のない自己都合退職を行った人の給付制限期間は3カ月とされます(現在と同じ)。

### ◆育児休業に関する新たな給付

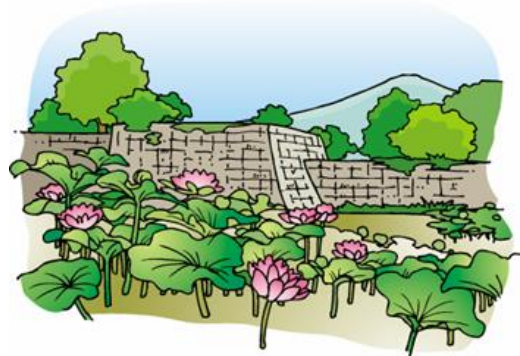
今回の改正で、育児休業に関する2つの給付が創設されます。

出生後休業支援給付は、子の出生後間もない期間に両親がともに14日以上育児休業を取得した場合、休業開始前の賃金の13%が最大28日分、支給されます。

育児時短就業給付は、2歳未満の子の養育のため所定労働時間を短縮して短時間勤

務を行う場合の賃金減額分の一部を補助するもので、短時間勤務を開始する前の賃金の約10%が支給されます。

子育てをする夫婦を支援したいという国の方針は分かるのですが、現在でもかなり複雑な出産育児に関する給付金が輪をかけて複雑になります。これから出産を控えた従業員やその配偶者に事前に丁寧に説明することが企業には求められるようになります。また、これらの制度を利用したいと従業員に申し出られた場合に人繰りなどに対応できるように備えることも必要となります。



### ◆週に10時間以上で雇用保険に加入

令和10年10月1日から、「31日以上継続して雇用されることが見込まれ」かつ「1週間の所定労働時間が10時間以上」の労働者が雇用保険に加入することとなります(現在は週20時間以上)。この改正により、ほぼ全ての従業員が雇用保険被保険者となる企業が多いと思われます。